



ごあいさつ

まちづくり活動に、さらなるご指導とご協力を！



金浦まちづくり自治協議会
会長 岡本 重文

明けましておめでとうございます。新年を迎え、一筆ご挨拶申しあげます。金浦地区の皆様方には、平素から「まちづくり自治協議会活動」に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、まちづくり協議会も発足して3年が経過しました。この間に、防災部会、企画部会を立ち上げて活動を進めており、この度、新たに広報部会を追加いたしました。

防災部会では、「津波」に対する各地区の避難場所の一覧表を作成し、地区全戸に配布すると共に、防災研修会や避難訓練を実施してまいりました。

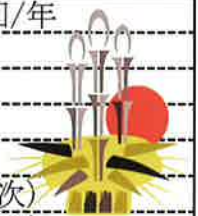
企画部会では、地区の皆様の考えやご要望等を伺うため、アンケート調査を行いました。行政協力委員の方々の協力をいただき、全戸に調査用紙を配布し、86%強の回収ができました。その内容や集約した結果は、昨年3月に冊子にしてお届けしたとおりですが、このアンケート調査を有効に活用して、まちづくりに生かしてまいります。ご協力いただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

また、今回立ち上げた広報部会では、「広報誌」を発行し、各部会の活動や会議で討議されている内容等を紹介してまいります。第1回の広報誌には、各地区の代議員と役員の名簿を掲載しておりますので、ご意見、ご要望等がありましたら、地区の委員に御相談下さい。

地区の皆様と、まちづくり協議会が一体となり、「安全で、安心して暮らせる住みよい地域づくり」を目指してまいりたいと考えています。今後とも、さらなる温かいご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まちづくり協議会の主な活動の軌跡

年度	実施時期	主な活動内容等
23年度	9月	金浦まちづくり協議会規約の制定、活動開始
	9月～	津波災害避難箇所選定、一覧表作成配布、防災資機材配布(一次)
24年度	5月～	総会5月、役員会4回/年、防災部会6回/年、企画部会4回/年
	6月	金浦地区防災研修会(金浦中学校体育館) 300名参加
	9月	笠岡市主催防災訓練(笠岡運動公園)参加
	9月 年間	金浦小学校、幼稚園、当摩・新川地区避難訓練 「孫たちに語り継ぎたい金浦」作成、全戸へ配布、防災資機材配布(二次)
25年度	5月～	総会5月、役員会3回/年、防災部会5回/年、企画部会6回/年
	11月	相生地区防災研修会
	11月～	生江浜地区防災マップ作成、
	1月～	金浦地区防災マップ作成
	3月 年間 年間	吉浜南地区避難訓練、防災研修会 海拔表示盤設置(金浦地区44か所)、防災資機材配布(三次) まちづくり意識アンケート調査、回収集約、結果を全戸へ通知
26年度	8, 10月、11月	古比須、旭が丘、金浦小学校、当摩、新川、大河地区防災研修及び避難訓練
	11月～	吉浜、大河、相生地区防災マップ作成





ご存知ですか 1
『まちづくり自治活動』とは？

現在、まちづくり自治活動を始動中！

1 まちづくり自治協議会とは？

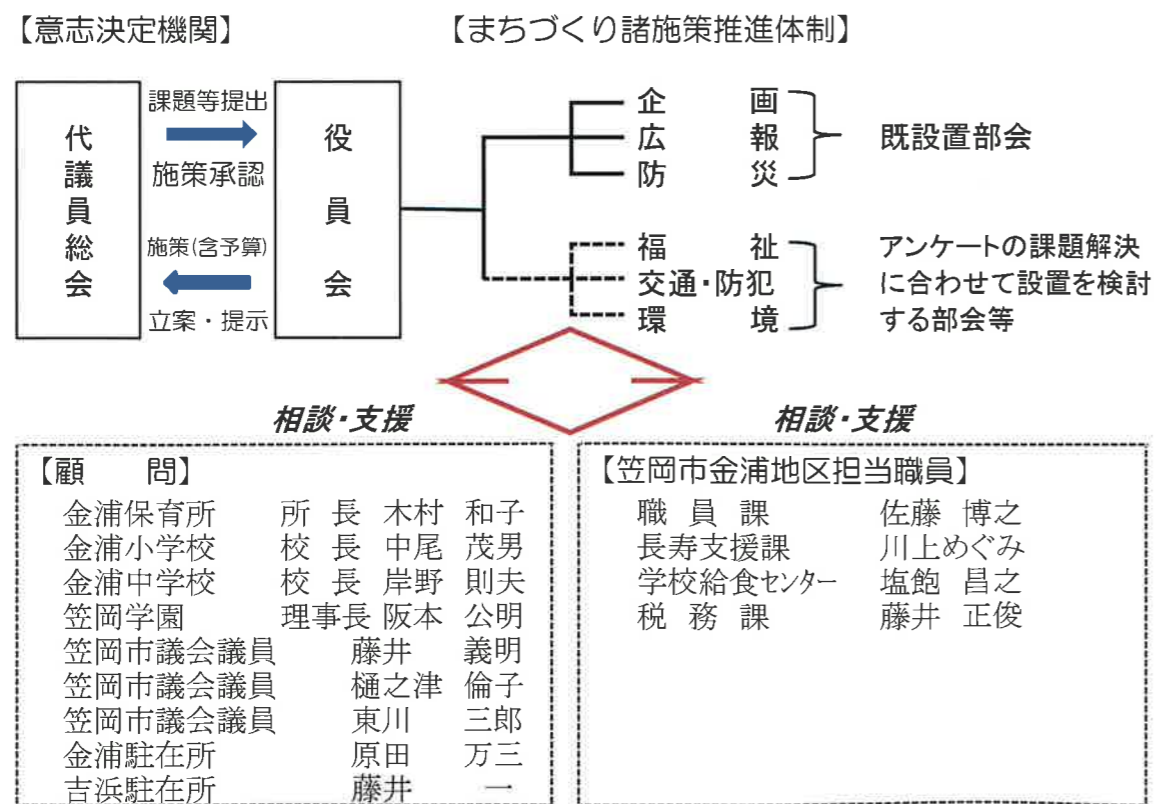
笠岡市自治基本条例に基づいて、地域住民が自らの考えと行動により地域の課題を解決し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的として、平成23年9月に発足した。

対象区域は、金浦小学校の学区内となっており、金浦50番地の3「旧職業訓練校」建物の一部を借用して事務所を置いている。

2 まちづくり自治協議会の組織は？

各地区から、地区を代表する代議員と同地区内の社会福祉協議会等の各種団体を代表する代議員(代議員の数は、30名以上40名以内と定められている。)を選出し、各代議員から提出された課題等を議論し解決していくこととしており、その組織の概要とメンバーは次の表のとおりです。

表Ⅰ 金浦まちづくり自治協議会組織



3 今までに実施した主な施策は？

- 防災部会 津波災害に備え、避難箇所を選定後一覧表を作成して地区内全戸に配布した。
また、海拔表示盤を44箇所設置すると共に、地区毎の要望に基づいて、防災用具、備品等の配備を行い、いざという時に即応できるように、地区毎に「NPO法人まちづくり機構岡山」の協力を得て『防災マップ』を作成している。今までに、生江浜、金浦地区が作成済となっており、今年度は、吉浜・大河・相生地区を進めることで、全地区の整備が完了する。
さらに、防災意識の高揚を図るため、地区ごとに防災訓練や研修をすすめている。



拡大



※金浦ようすな会館玄関横の海拔表示



※金浦湾金浦側、海岸付近の海拔表示

- 企画部会 住みよいまちづくりに向けて、地区住民の意向調査を行った。アンケート調査結果を集約して、フィードバック(平成26年3月)するとともに、改善意見等については、優先度を決めて順次実施に移していくこととしている。
アンケートは、金浦地区1,723世帯に配布し、1,485世帯から回収できました。このなかでいただいた改善意見は253件で、その内容は、防犯・防災、環境・美化、交通安全に関するもの等、多岐に亘っています。これらを項目別に分類・整理を行って、10月28日(火)笠岡市長あて1回目の改善要望書を提出すると共に、金浦中学校ほか関係機関との情報交換を実施した。



※笠岡市長あての要望書を提出する
岡本会長と高橋防災部会長



※金浦中岸野校長へ「中学生の通学マナー向上及び交通事故防止教育の徹底」を要望する岡本会長等

4 今後予定している主な施策は？

- ・ 企画部会 平成25年度に実施した地区住民の意向調査結果の再分析を行うとともに、寄せられた要望事項については、協議会として取り組むべき課題と推進体制を整備し、関係機関との情報交換を行いながら確実に実施に移していく。
- ・ 防災部会 防災資機材、備品等のさらなる配備の充実化を図るとともに、未実施地区の「防災マップ」の作成および配布を推進する。また、さらなる防災、減災意識の高揚を図るため、地区毎毎に災害を想定した研修会等を実施する。
- ・ 広報部会 地域の皆様に、まちづくり自治協議会の活動内容を知って戴くとともに、住みよいまちづくりについてのご理解とご協力も戴けるように、「広報誌」を発行するなど広報活動を開始する。

表Ⅱ 平成26年度金浦まちづくり自治協議会、役員・代議員

地区・団体	番号	代議員・役職		部会毎の担務内訳			備考
		氏名	役員	企画部会	広報部会	防災部会	
金浦鉄南	1	山本 宏	副会長(理事)	○			部会担務欄○印は、所属する部会を示す
	2	杉原 輝彦				○	
	3	筒井 清人			◎部会長		
	4	谷 安信					
	5	花田 信彦					
金浦鉄北	6	谷本 弘太郎	理事	○			
	7	小林 博之					
	8	笠原 貢				○	
	9	桑田 芳樹			○		
吉 浜	10	笠原 公保					
	11	岡本 重文	会長(理事)	◎部会長			
	12	高橋 章治			○		
	13	北川 正之	監事	○			
	14	関藤 省三				○	
生江浜	15	枝広 一芳					
	16	樋之津 孝雄	理事	○			
	17	藤井 一男				○	
	18	藤井 浩一郎					
旭が丘	19	松浦 広治			○		
	20	倉佐 剛樹					
	21	山名 修	理事	○			
	22	高橋 邦彦	監事	○		◎部会長	
	23	溝渕 律雄			◎副部会長		
大 河	24	亀岡 智宏		○			
	25	内尾 裕二	事務局				
	26	山下 哲司					
	27	塩飽 英樹					
相 生	28	藤原 輝夫			○		
	29	塩飽 義史				○	
	30	藤原 謙二	副会長(理事)	◎副部会長			
	31	平井 輝久	理事	○			
金浦公民館	32	丸山 悦二				○	
	33	八杉 昌一郎					
	34	氷上 浩				○	
社会福祉協議会	35	長谷川 泉			○		
消防団金浦分団	36	小寺 慶昌	理事				
愛育委員会	37	藤井 義明	顧問・理事				
	38	北村 幸典	理事			◎副部会長	
	39	筒井 美智子					

主な防災用資機材・備品配備内訳

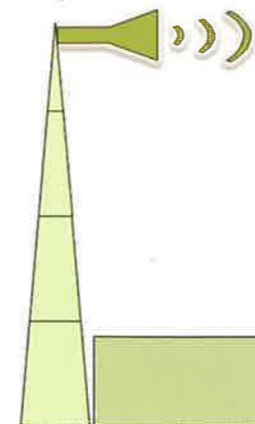
地区毎に、すでに配備されている防災用資機材の主な内訳は、次のとおりです。これ以外にも、消火器、チェンソー、スコップ、つるはし等も用意しています。

いざという時に十分活用できるように、日頃から自地区の配備物品についての確認や整備を、各自こころ掛けて下さい。

地区・保管箇所	保管責任者 連絡先	配備防災用資機材・備品、配備数の主な内訳									
		ハンディ マイク	発電機	投光器	担 架	一輪車	リヤ カー	救 急 セット	給 水 タンク	土嚢袋	毛 布
金浦鉄南 (ようすな会館)	山本 宏 66-2053	2	1	2	1	2	2		4	200	
金浦鉄北 (新川会館横、 郵便局前)	谷本 弘太郎 66-2469	1	1	2	1	1	2				
吉浜北 (旭・松川 集会所横)	枝広 一芳 66-0496	2	1	2	2	2	1	1			5
吉浜南 (吉浜駐在所横)	北川 正之 66-0958	3	1	2	1	2	1	1			6
生江浜 (おえはま会館前)	樋之津 孝雄 66-3470		1	2	2	2	2	1			3
旭が丘 (集会所横 公園倉庫)	高橋 邦彦 66-1055	4	1	2	2		2	4			
大 河 (消防団1部 機庫前)	塩飽 義史 66-1661	1	1	2	2	2	2	1		20	
相 生 (旧相生 消防機庫)	氷上 浩 66-1489	2	1	2	2	2	2	2			1

※ 防災資機材については、予算上の関係から、必要度の高い物品から順次取り揃えています。地域の皆さんで、必要と思われる物品がありましたら、最寄地域の自主防災担当者まで申し出て下さい。

デジタル同報系防災行政無線の整備について



笠岡市では、平成28年度からの運用開始を目指して、デジタル同報系防災無線設備を整備するとしている。

これは、屋外拡声子局や個別受信機を通じて「津波情報等」や各種防災情報を周知するためのシステムで、26年度から、約6億円の予算が計上されている。(笠岡市ホームページによる)

金浦地区では、双方向通話が可能な屋外拡声子局を、金浦公民館他3箇所と一方通行型屋外拡声子局が、古比須第一公園他2箇所と合計7箇所に設置が予定されている。

盛り上がった防災訓練と防災研修

☆今年度、古比須地区他3地区で実施！☆

昨今の異常気象等による他箇所被災の状況に鑑み、地域住民の防災意識も高く、各地区で実施されている「防災訓練」等の参加者も、年を追うごとに増加傾向にあり、今回実施したすべての箇所でも大いに盛り上がっています。

古比須地区で避難訓練と防災研修を実施

8月17日(日)午前9時から古比須地区において、「地震により木の目池堤防が決壊する恐れが発生し、負傷者も数名発生している模様」との想定により、避難訓練が実施された。

地区住民の防災意識は高く、100名を超える参加者があった。



※配備されたリヤカーを活用した古比須地区の避難訓練
なかには日頃から準備している非常用持出袋を携行するなど、実践さながらのいでたちで参加した人達もあり、指導・視察に訪れていた笠岡地区消防組合から好評を受けた。

また、避難訓練の終了後、古比須公会堂において、笠岡市危機管理課による「地震に対する10の備え」を中心にして防災・減災の研修も実施された。



※古比須地区の「防災・減災」研修会風景

旭が丘地区で防災研修並びに初期消火訓練を実施

旭が丘地区でも、約100名の参加者を集めて、10月5日(日)午前9時30分から旭が丘上公園において笠岡地区消防組合職員の指導により、「初期消火訓練」を実施した。引き続き同集会所で、「防災・減災」研修も行われた。



※旭が丘地区の「初期消火訓練」



一昨年に続き、金浦小学校・幼稚園及び

当摩、新川地区合同避難訓練を実施

金浦小学校児童、同幼稚園児及び当摩、新川地区住民の合同避難訓練が、10月15日(水)9時30分から震度6弱の地震が発生し、津波(高さ4m)警報が発令されたとの想定で行われた。



※全校生徒が一斉に避難開始

これは、平成24年9月に続いて2回目の訓練で、上級生が下級生を上手にリードしながら、第二避難場所に指定されている「笠岡学園」まで整然と実施された。

また、小学校に隣接している当摩地区や新川地区からも、地域住民約30名に加え、まちづくり協議会の防災委員・金浦地区愛



※「笠岡学園」に避難完了



※金浦小6年生が、幼稚園児の手を引いて避難

育委員協議会等からも20名が加わり、総勢約300名の盛大な訓練となった。

大河地区でも、防災研修会を実施

11月16日(日)午前9時から、大河地区でも笠岡市危機管理課の職員を招き、葛城神社境内と大河公民館に地域住民約50名が参加して、「防災出前講座」が実施された。

防災に関する研修を始め、笠岡市から支給されている発電機・投光器などの防災器具の保管場所の周知徹底や、使用方法の実施訓練を行った。

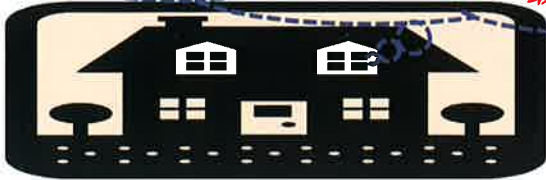


※発電機・投光器や担架の使用方法を説明する笠岡市危機管理課の職員



ご存知ですか 2

**【住宅用火災警報器】の設置は義務です
取り付けていますか？**



法律(消防法)が改正されて、すべての住宅・アパート・共同住宅に『火災警報器』の設置が義務付けられています。まだ設置されていないご家庭は、早急に設置してください。

火災警報器の設置について解らない点がある方は、最寄の「まちづくり協議会、防災委員」にご相談下さい。

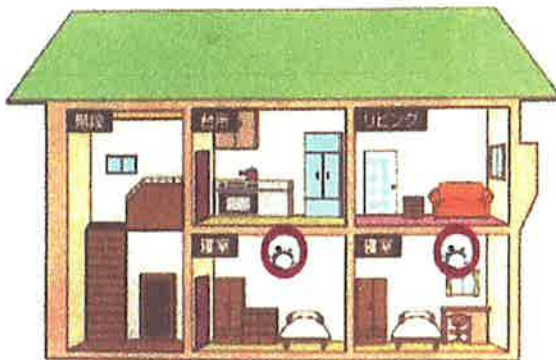
※ どこに取り付けたらいいの？○が、住宅用火災警報器**設置義務箇所**です

具体的には、○ 寝室・・・就寝の用に供する居室全室

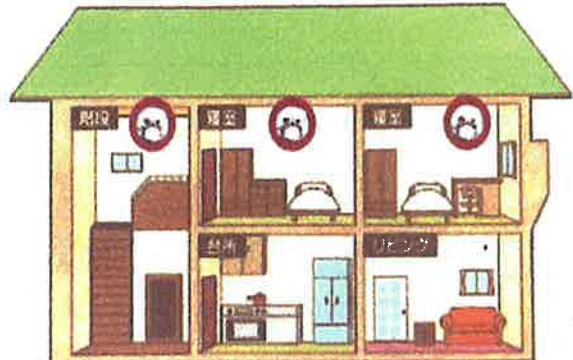
○ 階段・・・寝室のある階の階段

となります

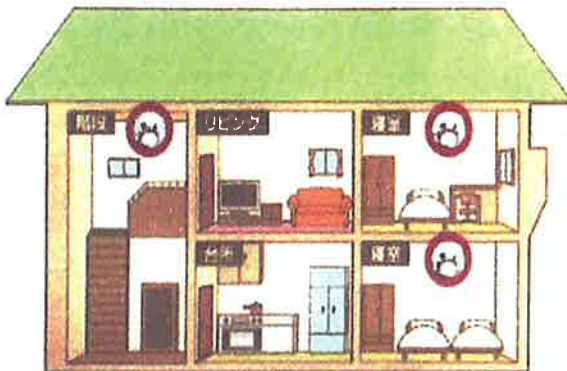
【寝室が1階のみの場合の
取り付け場所】



【寝室が2階のみの場合の
取り付け場所】



【寝室が1階と2階にある場合の
取り付け場所】



→ 台所にも煙式の設置をおすすめします。

台所は住宅用火災警報器の設置義務化の対象になっていない場合がありますが、万が一のことを考慮し、台所にも煙式の火災警報器の取り付けをおすすめします。



※ すでに火災警報器を設置されているご家庭にお願い

火災警報器の耐用年数は、電池の寿命を含め概ね10年程度となっているそうです。設置してから相当年経過している場合は、いざという時に警報器の機能が、発揮できるかどうかを確認をしてみてください。